

小諸市立小中学校 保護者様

小諸市教育委員会

臨時休業（休校）、出席停止等の対応について

日頃より、小諸市学校教育に対して、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る諸対応に深く感謝申し上げます。

さて、1月6日に県から小諸市に対して新型コロナウイルス「感染警戒レベル5」が発出されました。このような状況の中、児童生徒の中にも濃厚接触者として特定される事例が急増し、感染も確認されていることから、市中感染が拡大するおそれがある場合の対応として、1月15日まで小中学校全校を臨時休業とし、本日から学校を再開いたしました。

各学校では、児童生徒や教職員も、毎日登校・出勤前の健康観察を徹底したうえで、児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動などの感染リスクの高い活動は一時的に停止する。給食は、短時間で盛り付けができるよう献立を工夫し、食事をする際には、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えて飛沫を飛ばさないようにする。等、感染対策を一層徹底いたします。

今後も、児童生徒の感染等が予想されることから、ご家庭での対応等についてあらためてご確認いただくとともに、該当の場合にはご対応をお願いします。

記

1 児童生徒が感染症患者（陽性者）となった場合

- ①保健所や医療機関等の指示に従って治療をお願いします。
- ②保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。
- ③治癒するまで「出席停止」となります。
- ④保健所による濃厚接触者の範囲の特定や防疫に関する指導に沿って、必要な場合は、当該学校の全部または一部が臨時休業（休校）となりますが、校内等の消毒が終了した場合は、専門機関と相談し学校が再開となります。
- ⑤当該校の保護者の皆様には、感染者が確認された事実及び臨時休業（休校）の実施の有無をはじめ、学校がとる対応についてお知らせします。（個人が特定されないよう配慮します）
また、下校時刻が早まる場合などは、保護者による迎えなどをお願いする場合があります。ご理解ご協力をお願いします。
- ⑥「出席停止」中の学習等については、治療の状況を踏まえながら、学校が可能なサポートをします。

2 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

- ①保健所や医療機関等の指示に従い、PCR検査等を行うこととなります。
- ②保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。
- ③「出席停止」2週間となります。（PCR検査等で陰性の場合でも、2週間の出席停止）
- ④「出席停止」中の家庭学習等については、課題プリント等により、学校が可能なサポートをします。

3 児童生徒の同居家族が感染症患者（陽性者）となった場合

- ①保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。
- ②「出席停止」2週間となります。（PCR検査等で陰性の場合でも、2週間の出席停止）
- ③「出席停止」中の家庭学習等については、課題プリント等により、学校が可能なサポートをします。

4 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合

①保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。

かかりつけ医等の指示でPCR検査等を受けた場合も、学校へご連絡をお願いします。

②この場合登校は控えていただきますが「出席停止・忌引き等の日数」とし、欠席扱いとなりません。

③「出席停止」中の家庭学習等については、課題プリント等により、学校が可能なサポートをします。

5 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒について

①保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。

②登校を控える場合も「出席停止・忌引き等の日数」とし、欠席扱いとなりません。

③「出席停止」中の家庭学習等については、課題プリント等により、学校が可能なサポートをします。

6 感染症の予防上、上記2～5の他、保護者が児童生徒を出席させない場合

①保護者 → 学校へ 電話等でご連絡をお願いします。

②合理的な理由があると学校長が判断した場合は、「出席停止・忌引き等の日数」とし、欠席扱いとなりません。

③「出席停止」中の家庭学習等については、課題プリント等により、学校が可能なサポートをします。

7 学校再開後、給食の提供が遅れる場合

お弁当の持参や午前授業で下校するなどの対応をお願いする場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

8 感染症患者や濃厚接触者が特定された場合

当該の児童生徒や家族等に対して誹謗・中傷などがないように、冷静な対応をお願いします。

<小諸市の感染リスクに応じた対応方針>

	児童生徒の状況	児童生徒の対応	学校の対応
1	児童生徒や同居人に感染の疑いがある	感染がないと確認できるまで出席停止	原則として臨時休業は実施しない。
2	児童生徒の同居人が濃厚接触者となった		
3	児童生徒の同居人が陽性者となった	保健所に指示された期間は出席停止	原則として臨時休業は実施しないが、保健所と要相談
4	児童生徒が濃厚接触者となった		
5	児童生徒が陽性者となった	治癒するまで出席停止	1日～3日程度の臨時休業 (保健所：濃厚接触者の特定) (市：消毒の実施)
6	市中感染が拡大するおそれがある	(臨時休業)	一定期間臨時休業